

Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

September 2007

私たち税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界149カ国に14万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約480人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約100名が金融部に所属しています。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース
金融部

〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話：03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2007 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

三角合併等の解禁に伴う平成19年度税制改正について(事業譲渡類似株式を有する非居住者等に対する課税)

吸収合併、吸収分割または株式交換（以下「合併等」といいます。）の対価の柔軟化の規定が平成19年5月1日より施行され、いわゆる三角合併等が可能になったことにともない、平成19年度税制改正により合併等の対価の柔軟化に関する税制改正が行われました。

本ニュースレターでは、三角合併等により非居住者等が外国法人株式を受ける場合の課税の概要についてご紹介します。

1. 合併対価の柔軟化と被合併法人等株主の旧株の譲渡益課税について

(1) 従来の規定

従来、被合併法人等の株主が合併により合併法人等の株式の交付を受けた場合、合併法人等の株式以外の資産が交付されない場合に限って旧株（その株主が有していた被合併法人等の株式をいいます。）の譲渡損益の繰延が認められていました。

(2) 合併等対価の柔軟化と譲渡益課税の繰延について

合併等対価の柔軟化に関する会社法規定が平成19年5月1日に施行され、合併等においてその対価として合併法人等の親法人株式の交付が認められ、いわゆる三角合併等が可能となりました。これにともない平成19年度税制改正において被合併法人の株主について、その旧株の譲渡益課税の繰延要件のうち合併等の対価に、合併法人等の親法人(合併等の直前に合併法人等の発行済株式の全部を直接に継続して保有することが見込まれる法人をいいます。)の株式のみが交付される場合のその株式が加えられることになりました。

2. 非居住者および外国法人が合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税

(1) クロスボーダーの組織再編成

上述の被合併法人等の株主に対する旧株の譲渡損益の繰延規定は、外国親法人の株式を対価としてその子会社である日本の法人が国内の法人と合併等を行うクロスボーダーの組織再編成の場合にも原則として適用されます。

(2) 恒久的施設を有しない非居住者等に対する株式譲渡益課税

一般に国内に恒久的施設を有しない非居住者および外国法人が以下の要件に該当する場合には、事業譲渡類似株式の譲渡として内国法人株式等の譲渡に係る譲渡益に関して課税されます。

- ① 譲渡する日の属する事業年度終了の日以前 3 年内のいずれかの時において、内国法人の株主である非居住者または外国法人、その同族関係者等および当該非居住者または外国法人が組合員となっている組合等がその内国法人の発行済株式等の総数の 25%以上に相当する株式等を所有していたこと
かつ
- ② 譲渡の日の属する事業年度において、非居住者または外国法人、その同族関係者等および当該非居住者または外国法人が組合員となっている組合等がその内国法人の発行済株式等の総数の 5%以上に相当する株式等を譲渡したこと

この点、上述のようなクロスボーダーの組織再編成において、その有する内国法人株式にかえて外国法人株式が交付される場合には、以後、事業譲渡類似株式の適用を受けないためその内国法人株式を保有していた非居住者および外国法人への課税の機会が失われることとなります。

そのため、国内に恒久的施設を有しない非居住者および外国法人については、その有する株式が事業譲渡類似株式に該当するときには、合併等により外国親法人の株式が交付された場合、上述した旧株の譲渡損益の繰延規定は適用されず、その合併等の時点で被合併法人等の株式の譲渡益に対して課税されることとされました。

(3) 恒久的施設を有する非居住者等に対する株式譲渡益課税

国内に恒久的施設を有する非居住者および外国法人が国内において行う事業に係る資産として、国内に有する恒久的施設において旧株を管理する場合には上述の規定は適用されず、旧株の譲渡益課税の繰延が認められます。この場合、非居住者および外国法人がその交付を受けた外国親法人の株式を国内の恒久的施設において国内において行う事業に係る資産として管理しなくなったときは、その時に外国親法人の株式を譲渡したものとして、譲渡損益を計上する必要があります。

上記の改正は、いずれも2007年5月1日以降に行われる合併等について適用されます。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡下さい。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
	マネージング・ダイレクター	マーク・リム	03-5251-2867
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
マネージャー	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
	ギーター・ラム	03-5251-2846	geeta.r.ram@jp.pwc.com